

東京港藻場創出活動パートナー募集要項

1 目的

気候変動問題への対応が世界的な課題となる中、東京港において、多様な生物の生息場や環境学習の場等の機能を持つ藻場を創出するための活動を推進することとし、「東京港藻場創出の活動方針」（令和6年12月公表。以下「方針」という。）をとりまとめました。

本方針では、東京港での藻場創出活動について、民間企業等の参画を得て実施することとしています。そこで、本要項に基づき、東京港における藻場創出活動に東京都と協働して取り組む企業及び団体（以下「東京港藻場創出活動パートナー」という。）を公募します。

2 東京港藻場創出活動パートナーの募集及び審査に関する事項

（1）活動内容

方針に記載する藻場整備箇所等において、アマモ及びワカメ等による藻場創出活動を実施して頂きます。なお、活動については、東京都、参画企業及び団体で構成する運営組織で内容等を決めていきます。

（2）募集要件

応募者は、次の要件を満たす必要があります。

- ア 東京都内に本社または事業所等を構える国内の企業及び団体等であること
- イ 東京港で藻場創出活動を推進する趣旨を理解し東京都と協働できること
- ウ 東京都と参画企業及び団体で構成する運営組織に入り、藻場創出活動の運営に取り組めること
- エ 都民参加型の藻場創出活動を共催できること
- オ 活動に必要な費用等の負担に応じることができること
- カ 「東京湾 UMI プロジェクト」の認定企業であること
- キ 別添に掲げる欠格条項に該当しない者

（3）参加に伴う応募方法について

応募企業および団体等は、応募用紙（別紙様式）に必要事項を記載の上、下記提出先まで E-mail で送信してください。応募期間は随時とします。

なお、提出書類の返却はいたしかねますので、予めご了承ください。

○提出先

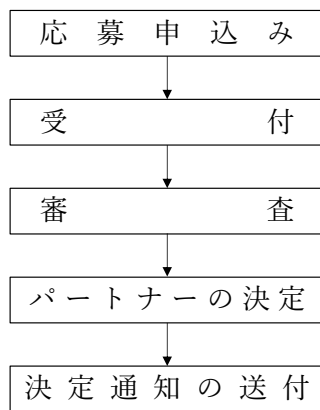
東京都港湾局港湾整備部計画課環境計画担当

E-mail : S0000524@section.metro.tokyo.jp

（4）審査

- ① 「2 東京港藻場創出活動パートナーの募集及び選定に関する事項」の内容より事務局が審査を実施します。なお、審査にあたって記載内容の不明点等を事務局担当者から代表者へご連絡させて頂くことがあります。

②応募から決定までの流れ



③応募申込みから東京港藻場創出活動パートナーの決定までは概ね3週間程度となります。

3 応募に関する留意事項

応募書類に虚偽の記載が判明した場合は、決定後でも失格となる場合があります。応募者は、本募集要項の目的、記載内容をご了承いただいているものとみなします。

4 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

(電話でのお問い合わせにつきましては、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

連絡先：東京都港湾局港湾整備部計画課環境計画担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎8階南側

TEL：03-5320-5613

E-mail：S0000524@section.metro.tokyo.jp

別紙

欠格条項

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定により東京都の一般競争入札に参加させることができないとされている者及び同条第 2 項の規定により東京都から一般競争入札に参加させないこととされた者
- ② 東京都から指名競争入札における指名停止措置を受けている者
- ③ 都税、法人税、消費税等を滞納しているもの
- ④ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始しているもの
- ⑤ 東京都暴力団排除条例に関して、下記の各号のいずれかに該当するもの
 - 1 号 暴力団等経営支配者
法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。）、役員、執行役員、支店又は営業所等を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する者を含む。）及び役員として登記又は届出が出されていないが事実上経営に参画している者（以下「役員等」という。）が暴力団員であるもの又は暴力団等が実質的に経営を支配するもの
 - 2 号 暴力団員雇用者
暴力団員を雇用しているもの
 - 3 号 暴力団等資金提供者
役員等又は法人に雇用されている者（以下「使用人」という。）が、暴力団等であることを知りながら暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - 4 号 暴力団等利用者
役員等又は使用人が、自己、自社・自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等を利用するなどしていると認められるもの
 - 5 号 暴力団等親交者
役員等又は使用人が、暴力団等との間において、社会的に非難される密接な関係を有していると認められるもの
 - 6 号 その他の暴力団等関係者
役員等又は使用人が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるもの